平成２８年（フ）第２９４号
熊本市北区清水新地６丁目９番２号　岩本アパート101号室
破産者　白柿　四郎
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１号
大分県宇佐市大字樋田172番地の１
破産者　網中　和美（旧姓田中）
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４１号
大分県中津市大字相原3766番地１　セシオンつるいＢ　101号
破産者　岩田　祥平
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４１号
秋田県能代市浅内字石丁家下121番地
破産者　佐藤　駿一
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第１８３号
茨城県那珂市菅谷3989番地５　Ｍａｉｓｏｎあやたか101、前住所茨城県石岡市半田321番地１
破産者　橿村　冬弥
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２０７号
岐阜県関市虹ケ丘南５番13号、前住所岐阜県美濃加茂市加茂野町加茂野62番地５
破産者　日比野　寛
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第４８号
岐阜県多治見市幸町６丁目１番地の18
破産者　藤井　泰暢
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第９９号
静岡県三島市谷田（並木）537番地の１　レアールマンションソレイユ101、前住所静岡県三島市東大場２丁目２番地の10
破産者　宮澤　　実
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２２２号
静岡県裾野市桃園122番地の29
破産者　加藤　正男
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２２３号
静岡県裾野市桃園122番地の29
破産者　加藤　信之
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１６号
愛知県名古屋市西区城西３丁目19番25号　岡田マンション201号、開始決定時の住所愛知県一宮市木曽川町外割田字郷中川田15番地
破産者　加藤　敏子
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第５０２号
兵庫県尼崎市塚口本町６丁目16番24号　スペースライフ塚口本町101号
破産者　伊藤　博文
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１号
兵庫県西宮市中殿町１番５―603号
破産者　かん栄堂こと　馬場　完次
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３号
兵庫県西宮市甲子園一番町１番22号　阪本ハイツ６号、前住所兵庫県西宮市上甲子園４丁目４番16号
破産者　川西庸一郎
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０５号
兵庫県尼崎市竹谷町２丁目183番地　リベル606号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市北竹谷町２丁目114番地
破産者　Ｑ倶楽部こと　林　　久博
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３５９号
兵庫県西宮市高須町１丁目２番23―705号
破産者　三木　孝子（旧姓東條）
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４１３号
兵庫県尼崎市東園田町８丁目70番地　エスト東園田503号
破産者　山本　朱美
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７２号
愛媛県松山市下伊台町489番地51
破産者　三好　恒真
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５０号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷520番地65
破産者　木原　亮佑
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係